

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシ ユ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	4,515,248千円 -----	H14. 1.17 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H14. 7.24 321号
バングラデシ ユ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	1,597,100千円 -----	H14. 3.10 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H15. 3.27 93号
バングラデシ ユ	緊急産科医療サービス強化支援計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	緊急産科医療サービス強化支援計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	360,000千円 H15. 3.31まで	H14. 4.16 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H15. 6.10 168号
バングラデシ ユ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	3,022,122千円 -----	H14. 5.19 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H15. 4.17 106号
バングラデシ ユ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	4,481,376千円 -----	H14. 6.13 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H15. 7. 2 213号
バングラデシ ユ	地方道路橋樑整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	地方道路橋樑整備計画を実施するために必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の資材の架設指導に必要な役務の供与	363,000千円 H15. 3.31まで	H14. 6.19 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H15. 6.10 169号
バングラデシ ユ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	1,583,596千円 -----	H14. 8.12 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリー大蔵省経済関係局次官	H16. 8.26 526号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

バングラデシュとの無償資金協力取極一覧

バングラデシュとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日付) (注3)	署 名 者	告示日 (告示番号) (注4)
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	335,000千円 H15.3.31まで	H14.8.18 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H15.6.10 170号
バングラデシュ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	2,995,296千円 -----	H14.11.24 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H15.10.2 366号
バングラデシュ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	4,456,866千円 -----	H15.1.7 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H15.12.25 494号
バングラデシュ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,574,789千円 -----	H15.3.9 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H16.1.5 2号
バングラデシュ	無償資金協力に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	4,214,236千円 -----	H15.4.16 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H16.1.5 3号
バングラデシュ	緊急産科医療サービス強化支援計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	緊急産科医療サービス強化支援計画を実施するために必要な1. 機材及びその届け付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	471,000千円 H16.3.31まで	H15.6.15 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H16.8.19 486号
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	62,000千円 H16.3.31まで	H15.6.22 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アニスル・ハック・チョードリ 大蔵省経済関係局次官	H16.8.10 436号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシュ	第五次多目的サイクロン・シェルター建設計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	第五次多目的サイクロン・シェルター建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	33,000千円 H16.11.18まで	H15.11.19 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 ミルジヤン・ベック大蔵省経済関係局次官	H16.8.30 549号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

バングラデシュとの無償資金協力取極一覧